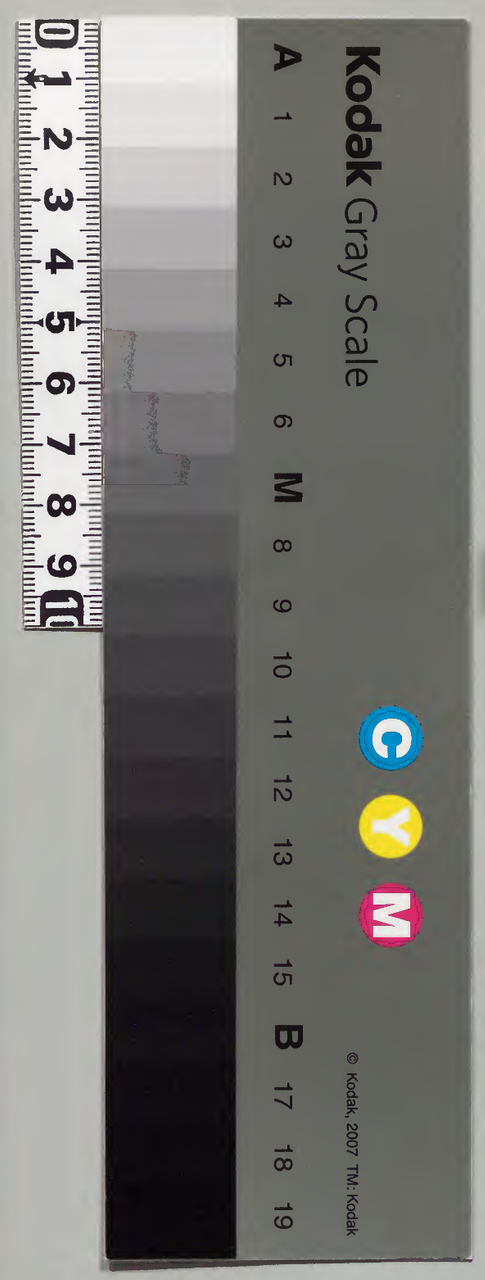

国立公文書館
National Archives of Japan

海防彙議續編目次

巻一

文化六年　林祭酒上書

防海集説　八木千之

巻二

呂宋國漂流人記　仙臺臣大槻清崇筆記

亜墨利加小舩先登記　川越臣内池武者右衛門

鵞毛筆餘　作州箕作阮甫

巻三

浅草文庫

180-338

国立公文書館
National Archives of Japan

呂宋国漂流海陸路程全圖
呂宋國全圖　模西洋銅板圖
大清定海縣鎮圖　同英國戰爭之地圖
火輪船之圖　蛮名絲豫阿模福多
蒸氣船之圖　又別圖
計車船之圖
英吉利船浦賀湊ニ圖ス
同小艦之圖　コルヘットトレ
歐邏巴刋芽那瑪尓加船　弘化三午年六月二十八日相州鎌倉海へ大南風ニハシル圖
北亜墨利加子ウヨルク獵船之圖

同書上全船之圖　船内大略左ノ如シ　土岐丹波守書上
船内要具書上圖
大筒圖　同臺圖
ドンドロ之圖　同革履之圖
三尺八寸銃之圖
四尺九寸三分五重銃之圖
艫々文字
豬入桶　同豬之圖
ホイラヤント之圖
鯨突之圖

ホーウルト之圖
楫之圖
舩中細工道具　釿　鎚　鏨　向ツキ
硯　二頭　木也
竈　燈　燭臺
磁石中燈　目之引方全圖
艫之内燈ノ上磁石之圖
鋸　片子向ヲ圖　同前引圖　釿圖　アイキ　ヱスト云
砥石圖　轆轤圖　大水桶圖　小水桶圖
舩主妻子姿繪圖　三枚

剃刀圖　同砥圖　櫛箱之圖　鏡之圖

入物之部

和蘭使平日要具箱　兵卒張番之圖
大英欽命皆領瑪禮納師瑪廸遜之圖
同兵卒之圖
将官セウテレ七十歳之圖
副将ワイツマル之圖　同兵卒之圖
通詞アトラ　同兵卒之圖
ハツテイラ三舩人物之圖

海防彙議續編卷一

一 文化六巳年二月林祭酒書上之写

満列国流事を擬して兵強くして食足り船具至
る而已也 本邦風俗厚風一事

彼者と彼サセ通商ならざる者と接育仕候不相接
こと不可ハ後も不相極合と考兵事不相接者
知者定兵と云て兵勢強弱おのづと人心接
法作る大要古異国流民と云作る
既 本邦流民居ものと雖及 高名中 雖
 本邦 古代 兵人 みな法 兵強
 国史 大平 中古 乱世 何 不
 本邦 市 海 後 自 知 軍 民 性 弱 兵

[illegible]

一又陽[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一他邊し海へ出る事[illegible]

[illegible]

[illegible]

搬し来候別帳上申候通
ゝて彼方利益之方成ゝ
ゝ必ゝ
魯西亜し外交信別と敵ゝ
十月廿六日播磨ゝ
英狀なくゝ
人情風俗動揺ゝ
法能ゝ
西洋し接待ゝ
ゝ
ヨリ事用新者陸ゝ

ソウヤマデハ
皆風波し恵方一ゝ
ゝて
地ゝ
ゝ
ゝ

防海集說序

攘斥戎狄者海国之先務也嘗閔之方今北虜之勢日益強熾既并吞諸夷漸至東海覬覦我邊境矣則防海之術其可不急講之哉夫虜之拓他其術狡矣先以邪教盎惑蠢民若不服者則劫之以巨艦大銃緩急隨勢内外交政是其取以自恃而逞貪欲也

皇邦固尚聖教嚴禁邪法彼奸計莫所入焉但聚恐者其巨艦大銃也於此世之論者皆謂以我小舟抗彼大舶甚難其夫用兵之要在乎節制變化故使我將卒既已勇敢猛烈又能練熟水戰之法曉進退周旋之機則短艇可以敵巨艦小舟可以抗大舶也而專以戰艦之制論成敗者陋矣若夫

皇邦之有火器始於戰爭之間而当時專事小銃未嘗有講大銃火攻之術者也方今治平之久文物日盛人才競起智巧益精而火技銃法殆極其妙世之以此分治成家者不知真數也然而或泥一偏或衒華法各自以一家主張彼此相非而至其能得全體実用者則誠鮮矣是以常以破大銃為患也然若虛心平氣技其長短而

取舍之參之以攻守之利害驗諸事實而
無疑則雖彼外邦之巧者亦何足恐乎念
故曰防海者方今之急務而其術莫先於
練操水戰講明火砲焉余幼受火技於先
人患有所未尽從諸砲家而質焉退而自
謂不本乎兵法者不能脫偏見萃法之弊
也於是学技桑古流其傳以防海為主陸
戰大攻在其中矣已究其蘊而未以為足
也又遊江都從赤城先生学焉　先生
講經之暇潛心於韜畧之学博覽古今史
籍又好研究火砲折衷諸傳成一家余幸
得与聞其奥旨而服膺之者有年于茲矣
頃與一三同志討論兵事而偶談及防海
乃據所嘗聞辨論諸説誌以成卷以為同
志講習之資蓋亦窮理之一端再若夫補
或政之萬一非我所敢望也

天保十三年壬寅春三月

八木平之識

防海集 説凡例

一 政教と備め軍制と立国と富し国と強し資糧と蓄へ
屯戍と設るかめるハ廟廊の策経済の図るかるる小臣
乃敢と云ふ所なるあるに外邦通商と防禦の得失ハ識
者の論世ふ少うすと必へしも既ふ厳令行ふ守防禦一定
せ又何とか設せん但防禦の術なる水戦大例ふ行ふ故今
船軍銃砲諸家の傳説と集め其利害と論しく防海の備と
一防海の論古今多くと必へしも各一得一失行ふ時ふ水府会
沢氏の著論ふ大綱成筆く細微と尽さく実乃ち論実

[illegible]
きこの所今其論を取て[illegible]
所の八勝流と云[illegible]
一般戦乃法世に伝ふる所多し[illegible]
年に の術[illegible]外邦の大船[illegible]
伝ハ彼の情如と詳[illegible]
知[illegible]此努の要[illegible]
以[illegible]
其情実成る 彼邦 又古昔[illegible]
精微[illegible]

古傳 [illegible]
於其掟命創の深古[illegible]
[illegible]
一般戦大流の術[illegible]
あ[illegible]古人の経験[illegible]理
の当[illegible]
[illegible]
一流術の口伝器械の創[illegible]
[illegible]
伝[illegible]

同陋敢て自ら先とせすして一端を述へき情に迫り
求むるを希ふ拙文

八木千之誌

防海集説

信陽上田　八木千之編輯

海岸銃臺造築之法

砲術備要に曰　蘭香長崎　木西栄硯訳　院臺或築人と云る先ツ其地
を撰む市の図よりなるべし築き立て一方の流口或在へる凹
隅乃陽に一方の凹隅まで巾の陰幅凡二間高サ凡七尺を云
堵との陰一間余を凹隅の面乃幅八凡三尺を云さハ凡四尺
凡大流を乗る高サを云但命令高サ方ハ前
ケ高サ二尺余を好　幅ハ都て高サ六尺に限る也　渉作

倣ひ、こゝ院ロと称する四隅ハ表つくりにて、ゆるく仕立へし
トの間と云扶と
ちがひの物と云く 扶と葦とつるのちく地を数多の竹筋 用ゆる
ゆ扶ちたゝ不建と並べ葦扶ハ竹ゆを以て上下ともに結
つけ表間ゆる表柵のめ〳〵ふすゝ面后中間ふ砂出と中ゆる
情葦〳〵まゝ表扶ちたゝ表ふを四隅の際まて外面ゝハ出と
塗ゆゝ〳〵ゝ上ふ芝と布〳〵 即間のめ〳〵備毒の内の方を
間のめ〳〵毒の弓数の幡ふ怪し四方平の九ゆ紙扶ゆゝ葦く
扶ちゝ〳〵上て 扶と称ゆ三方ハちゝ〳〵間ゆし二の扶上ゆゝ造る
ものゆ大地ふ敬〳〵く扶ゆ毒ゆ扶地の物とよへるみゝ上紙
扶ちゝとするものハ院中の近邑旅物ふ使ひゆし物ゆ扶

凡院毒ゆ 世砂出と以く葦を上け塗ゆるものゆ紙以く簡使の
良法と云ふ石河を〳〵ん〳〵造ゆるものハ高く広〳〵ゝ〳〵理ゆ
何とゆれハ石ゆ〳〵く葦〳〵すのハ敬ゆ敬ゆけゝる 弾丸この毒
ゆ中しハ石面焼ゆ砕け尼〳〵ゆ敬孔〳〵味方の軍物ゆ害紙
被ゆ〳〵ふ法の砂ふ〳〵く葦〳〵ゆるものハ〳〵弾丸紙ゆゝ中ル
而一定とゆすれ〳〵ものゆ石地のめきゆ毒の毒紙葦〳〵ゆゝ
敗ゆ西洋諸国ゆてハ世法と用く城郭ゆ備ふ扶ゆ江海要害
の地ゆ毒と設けく敬扶と云ふ毒ゆ上つけ毒ゆす即ち次の間ゆ毒ゆて
ゆめ〳〵設〳〵〳〵め諸備く毒ゆ毒ゆハ敬扶ゆ地ゆ人毒人とする
めゆ〳〵ゝ これと云く物れ悼ゆ直扶すゝゆ敬ゆ味方ハ毒の

表より裏へ墨流れて深き筋にて一筋しかと新しく
しかも続く一手の流墨より見れば一筋なれども
其再筋必ず新しく中りくだち破傷ある図のごとく後
ろ〻海流第一の要法とすれば是ゝ有の筋なるべし

ハツテレイ
銃臺

表面

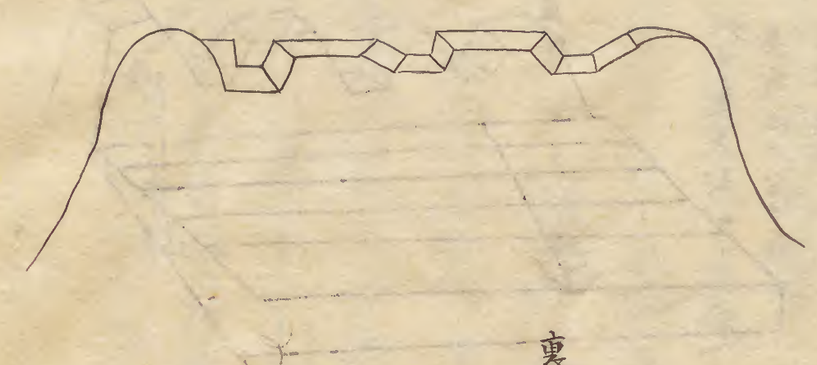

裏面略図
下ニ明細ノ
図ヲ出

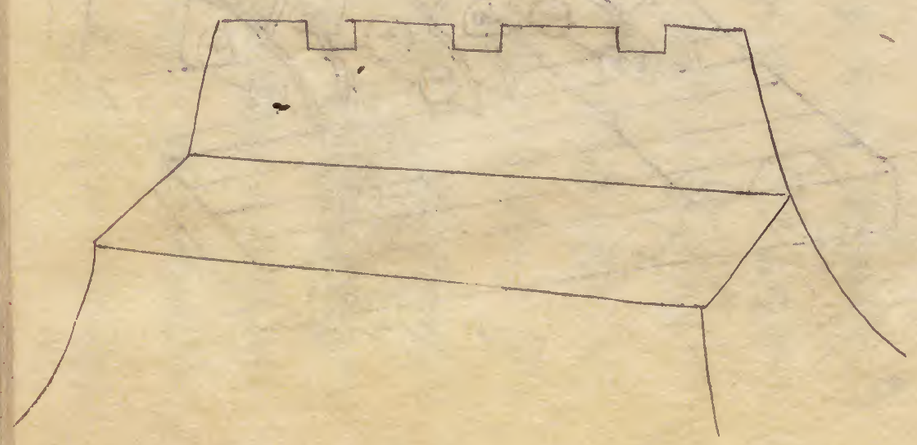

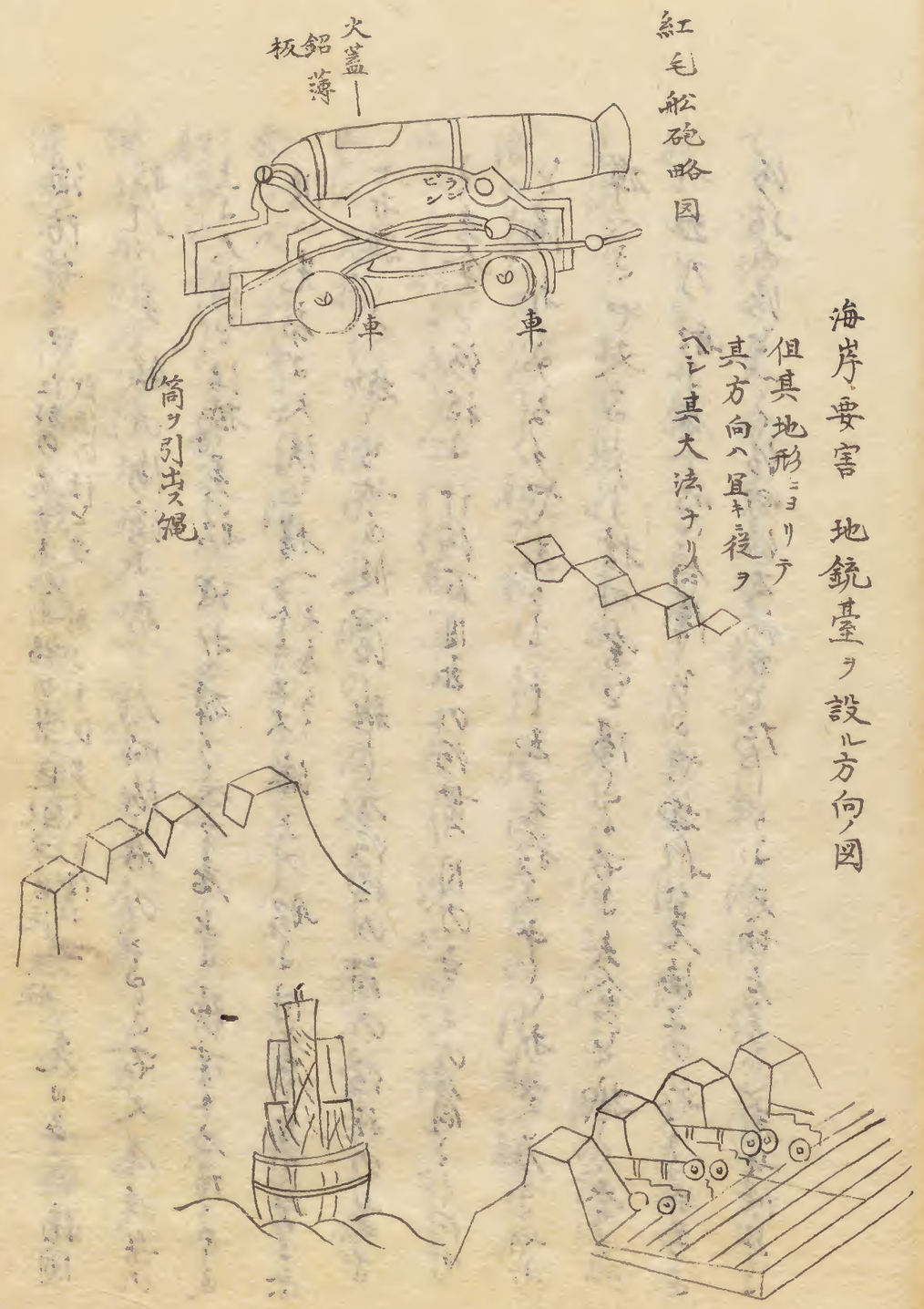

海岸要害　地銃臺ヲ設ル方向ノ図

但其地形ニヨリテ其方向ハ宜キニ従ヲヘシ其大法ナリ

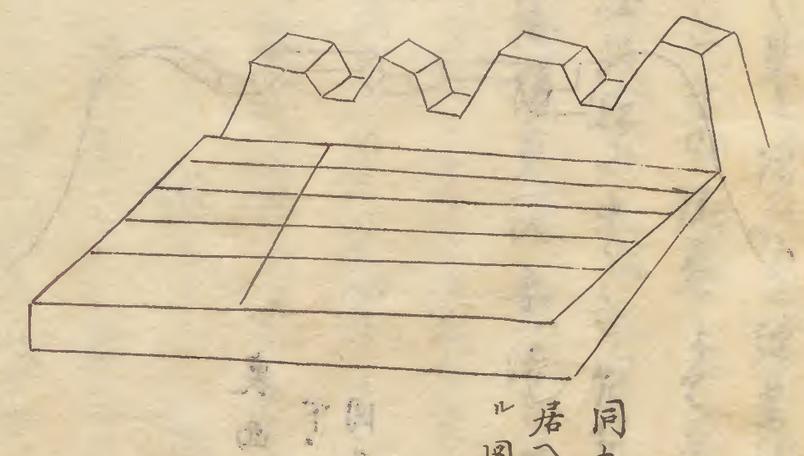

硫臺裏面銃尾ノ方ヲ載ル所ヲ造リ添タル図

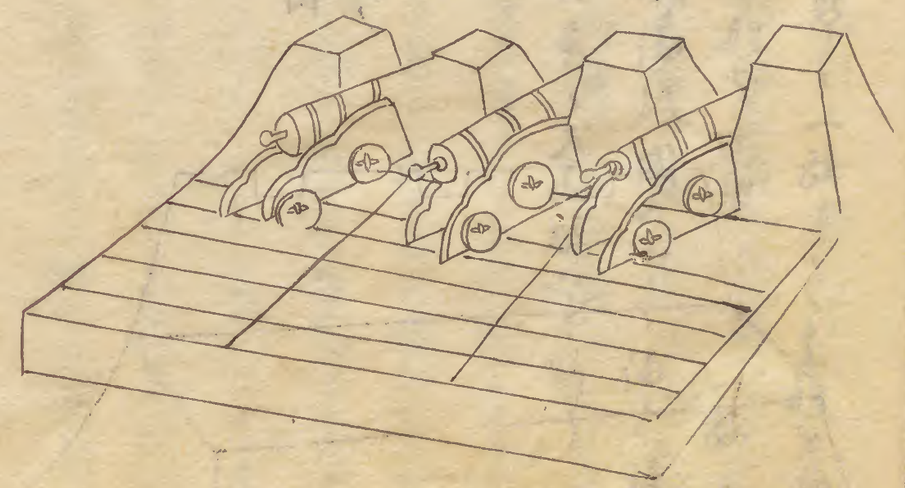

同大銃ヲ居ヘ備タル図

海防弁ニ曰 江戸の處士赤松則陽の著述技来古流矢艨戦法の伝を受くるよし近多く古伝を出

先日本ハ海國形れハ矢艨の海流を来らんに時海岸のごとき又尾張岳のごとく大角を仕掛矢船 波打際へ寄せ人馬を陸へ揚す 人馬を先命を大流を接へ 今云大矢蓋ヲ海上の船を関書を矢関書を来せ打解ると雖も波を抜出ス雖ども乃行程の角の行程の業を〻矢倉を行程を 計行百間玉の行貫 間の竜さの角〻行可と陽 打〻ヲ〻ヲ也 ヲ玉矢船を中〻打貫屋〻や打解へきや又ヲ〻ヲ接可寄を陽〻ヲ矢倉を掛〻蓋屋ハ玉乃船を屋〻ハ自信 ヲ〻ヲ也知れハ先海上の船〻打寄を行程の法を〻行可行及行ヲ〻ヲ又切屋〻先世張計を

ても実地の事ハ安来量銃器を動し作伏ハ計る屋けを〻船を中〻事十蓋一ヲを屋〻行其船ハ船の流〻ヲ大河の急流〻も動し知れハ又ハ一ハ〻ヲ程ヲ流れを流の船遅浪の左右ハ〻〻船の部〻〻ヲ指間 大ヲの法来ハ繋も不止之 ヲ船を人を程法来ハ心自ヲ〻〻 浪や可を陽ヲ不ヲ〻ヲ成又程〻〻 眼力矣術の〻ヲ程ヲ〻夫を矢ヲ〻〻指ヲ蓋〻ハ船ヲ〻〻ヲ流ヲ〻ヲ人時ハ玉ハ角〻神〻し船張のあ〻〻角〻〻ハ玉ハ前〻屋〻〻〻少間玉十蓋を九波打和仕ハ浮丸九ヲめハ立〻〻〻〻〻浮丸ハ〻〻代物も程〻考あれ丸合業代物を矢船加

八年迄流れ、未だ決せざる人力にて出来ざる一年の間に仕出さざる
物あるべし（千之田橋船仕出の仕方三年にて出来ざる事知れたり）知法
なるべし（なるべしと）なく大業と言ふべし（言ふべ）
数年を経て、漸く橋船を造り出だすに、其の造り出だすに
の者と大政官大流家とは、能く我国を敬、勇士法を学ぶ
所一法日石を知用吾し害者則不能尽知用兵利也然別非識
の術を学ぶべし（学ぶべ）共死法を能く可辨（辨）
又云大流の実用は、敵船に打乗る間を、ハウスエルと云ふ仕方
号と時に海の船に打揮者、中船の船に乗り
船号に何程未熟の打手にても、たたかふる見、船打切り
やめる上手も又船中の義足みしく三拾号の船にては五六号は

海上に流れ行くや作仕方を船打方船の上流打破者
原にて人を用ひ玉筋の主に八十人用ひ百人用ひ上の角にて
船打手敵船可は安きにて、決力流ひ、敵船を打破んと
今拾河の西洋の力にて中に乗り打揮にてやあるべき
ちなみに流の船の乗り、やはり海に引き船を乗すること十名ある
の法来行ること、如も義とすること、是を乗す先、実船を用ひと
して百発百中の実術を、これは常に術術派法をきい法角
の西国何程国才何要国を不業術程迄船打何可西のきし石
何程と以ての富ふ術法を学し
愚按海岸流義と海の船は施術海安の法を用ひ兵

[illegible]

施海岸の海防に[illegible]

流架八河蘭流四輪車三輪車の制[illegible]

[illegible]用[illegible]

[illegible]又二輪車の制[illegible]

[illegible]

旋[illegible]

我が紀年[illegible]

[illegible]

[illegible]

異論

新論曰（水府会沢氏之著述）今論者止曰列巨銃於海岸寇至
擎而却之夫巨礮大銃非不利器也然長兵之利在短
用而用火之術在擭敵矢勢苟無銃士以速応之則
一発之銃足以陷堅陣拉勁敵乎且舶之在洋中銃発不
必中而虜艦堅実雖中亦非一二弾丸所能摧破今水戦
之不濟乃欲遥々居陸地安坐而摧之非所図也故列
銃海岸以為固則巷奥山停泊之処賊船必由之径正可設神
器以使彼不得肆鯨睨耳若夫沼海数千萬里豈可悉

特列銃而以為防海至計哉

辨

吾掃徒ハ海岸ニ大法礮ヲ列ヘ以テ海上ノ形勢ヲ窺セシムルヲ用ヒ其法ハ只敵ヲ擊ツノ術ニ熟ス用ヒ方ノ

所に武州熊谷の郷に於て八合に賭と奪ひ合と称の御[illegible]
意するの兵者に称と称する海賊の至て乱れたる国[illegible]
兵士伴に奪ひ合て[illegible]不之且大砲と海岸に備へ[illegible]彼我交戦と何
て使地を[illegible]つき中もすれハ上使をん[illegible]敬するの様と[illegible]
〻船戦毅〻り分一番〻〻〻〻と称と奪ひ彼を
打破り焼丸と称く〻〻船と戻地と叫ハ[illegible]〻と[illegible]
[illegible]丸焼〻の利 兵士の[illegible]高[illegible]と[illegible]
用ハ[illegible]

船用の利とハ拙〻〻大砲の用ハ今〻[illegible]海里
程〻計り巨浸と備へ[illegible]の説ハ海[illegible]第一海
[illegible]ハ[illegible]ハ自知の

地使〻〻流毒沖[illegible]
不[illegible]毛[illegible]要の地〻〻〻砲[illegible]海岸備と[illegible]
城地の使不[illegible]堅奇異と[illegible]
瀬海の地図に流毒[illegible]
ハ[illegible]

船隊布列周旋〻[illegible]
異[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

しかハ彼と足をそろへ力を利と為つる時の勢ひ

防ぎ難し

又曰大船一艘と雖ども敵の小船を三船に乗合せ

の敵と達者一度に高き所より

急ぎ彼船に乗移り奪ひ

忽ち元の元寇家の劉清と敵の劉清ハ大船元寇

小船に元寇大将と射殺し家来の船を焼く家来

軍船に又明朝子竜龍熊と敵の船中に大将と奪ひ

を九船と敵しかく中に元寇大将を以て出陣

時ハ小船に利あるとなり

又曰矢船に二面の旗の二本流と作りて成敗し左右の

手船に旗を向くるとき寄る左り船の用ハ流と打ち作り

流と赤白船と白く左右一方に旗を向く一度に打

出し又一方に早く打出し互ひ敵ハ互に寄る我邦の毎

を船にて引船にも乗り船に乗り打ち乗る海の

船と寄る用ハ敵船と乗られハ自用ハ打ち我船と

船に彼又船とすれ違ハ奪ふ事敵に寄ふ利

一艘ある船と接ふ流と打出し船と乗移り海を

達者の船あり乗一艘も為中に寄られも多ハ

的中ハ七ツ八ツ敵と海に中に敵と後と引

[illegible]人を傷害する[illegible]流れの[illegible]

又曰異形[illegible]彼[illegible]の利と[illegible]
の源[illegible]
[illegible]
[illegible]

と打ち合ひて船と船とのあひだ可申候間の
あハ之後の船の舳を向く可申候角船繋く人数多
のあと之くく敷ようまて之面と敵ともく遠方多けれハ矢
玉と懸く拾けるふ手しのく之ちりはたらく敵れと敵船一
町の間ふ之人とい彼ら大船とて小船ら左船と無之と考
てもあるまきのうちハ彼ら
日口接ふ日清交の船除と為方ふ間き船と竪ようく斜ふ列
しるもむ時ハ彼一すふ向く漕ぎ寄ハ我一列の船列彼
船の舳ら横ふ向ふ船と向ふ横きうち一船ら我船一列ハ必彼ら九と無之一方
山面の方ハ示ふ為めく彼ら横ふる左我九の中ふハ多く我

船ハ竪ふ列ふ彼ら九の中ふハ如ふ之彼ら流架ハ一面一拡
ふ仕掛ら左ふ徳なく又左方の間きふ我船列ハ斜ふ
同行ふと心く彼ら流九一方ふ寄ふ中ふ出ふ中ふ
北ハ一二艘ふ之ふ之く餘ハ無く無ふ我船の後ハ一艘
毎ふ後方ふ自在ふ周旋すふ為ふ自ら彼ら船と必率ふ参
ふ之彼ら船ふハ橋数ふ多く抵抗ふ之社為ふ我九の
中ふハ多し又我一方の船列彼ら舳横ふ向ふ之ハ我九の中
ふハ少しと以ふとも彼一九ふ中ふ出ふ中ふ繋ふ
度ふ之我参加彼ふ比すふ船体の利行ハ我方面の御ハ焼
ふあふ之御ふ之ふ彼ら船度ふ書へ之ふ不の大業又二隻大隻ふ仕掛と
ふ左後一日毎ふ作ふ之く大業ふ之彼の大業の因ふ焼九一角ふ入ふ彼

坐客る上の艇一時紛乱し〻艇と艇とを衝突
なすハ西洋諸国の命令列〻あり

為指右者るの数条皆我に利〻彼に利なる物なし

而彼者と称する所の大砲と云へる又行軍号令〻〻さんや

新論曰或曰水戰者虜之長技非我所恃以制虜必致之陸地
然後可戰也其言固是矣然虜亦習戰不敢妄自捨長技而
与人角其所短則彼將停泊洋中妨害運輸以伺可乘之間熟
視虛実之処風至電去邀之無方逐之無從是虜外無所忌内
有恃東声西擾安坐制人而我兵寸板不能下海徒手奔走陸
地自取罷労縱虜眼前不能発一矢倉皇狼狽致於人之不
遑何以能坐致敵於陸地也其戰勝在氣内有恃而外無忌則

士卒瞻気百倍若使我技不与彼抗則未戰而気先沮抗何能從
容從虜気於擊刺馳突之表乎

忍按世の海防論すること皆我水戰に拙きと用〻彼と
陸地に優〻我步兵を施さんと計る所〻〻某の施きや新
論の説西人の海〻渡つて虜〻〻我を侵きんと欲す虜〻〻
彼と角すること〻〻 我步兵を施さんとすハ海と陸と彼に
かなとも我水戰に拙きと知〻洋中に拠〻困まさんとす
此新論彼と所論するの例あるハ彼此の己を知〻て気を沮ん
異論

新論曰或曰運用之妙存一心並小船亦莫不可用以制

勝其言固是矣然此使天下將板悉曉妙処而其長板亦皆出
一途則可也不然則以晩小之船而当堅実高木之船非所
以使天下將技悉得制勝而人之才能亦各殊所長將安
能保世無長於用巨艦有哉且自古以小船制巨艦有多在港
奥狹隘之処若其在大洋則如拔樓舟鯨鯢鼠旋轉一
碾撥沉没其張翼相圍如羊兒之遇巨悍頭尾繚繞一
嗑立尽是皆非勇怯巧拙然殊而船制使之然則巨艦之
利其可奔乎弘安之於蒙古文禄之於朝鮮其或失利者
不任佳戰而多在水軍是其將士非不勇也而所困者船制
低小不能以抗巨艦大舶耳故用小船以摧巨艦者一時戦略

在主將方寸可付之其人而非所以尽防海規制也

辨

易按是跡の大抵〻洋中ふ跡人ゝ実〻我邦創型実
為大小ふ所れ〻猶と所弱うゝ〻〻 勢ふ 操法軍制全
体〻〻猶ものの功を以〻大切ふ所成敗七ゝ長久の法何
の幸のそふ所むめ所大船と製するの略あるふ〻必
そふ成遠特用旋するの測るゝんゝ所ゝゝ況我邦
古ゝ伝ふ所の水跡の法ゝ〻〻彼跡小毒と以〻爭
の例ゝ〻〻未め所大船と堅有するの例あるゝと為
陰也 水跡の法ゝ〻以〻ゝ 今西洋法邦の跡船

巨腕の自在とするものは仏法無比なるゆへ修行し
久しきを経て御一利用を受ゝ我邦大智の巧者又海
陸の御ゝ者ゝも乞ゝ奉り御ゝ所方船と望ゝ奉ゝ
一船一夕の業ゆあらんに支方海を渡り和邦と攻ゝ
諸大船の腕を行ゝ奉ゝ抜ゝ奇ゝ不思議の一業ゆ
独の大洋を事往ゝ奉ゝ帰ゝ奉ゝ海を乗り海を乗
海ゆ航海すゝ奉ゝ者ゝ海を渡ゝ海を修行
し海洋ゆをつきゝ内地の関所を計り上陸ゝ奉ゝ
富ゝ奉ゝ国ゝ奉ゝ我ゝ船の乗ゝ海を行ゝ者多ゝ
船渡船と集へ来船の制ゆ擬ゝ方法と第ゝ船隊を列し

陸海を渡ゝ海ゆ出ゝ奉ゝ海代等ゆの一業ゆ
行ゝ奉ゝ国ゝ兵法安文孫の業ゆ独ゆ我の海ゆ
又方法の海ゆ行ゝ奉ゝ船力法開ゆ為ゝ方法の
力ゝ者ゝ利と多ゆ者ゝ必ゆの限ゝ修すゝ
ら国今や西洋の法邦ゆ方法と奉ゝ
修船と決ゝ先ゝ奉ゝ施の巧物ゝ修ゝ者ゝ船力と開
為ゝ奉ゝ船ゝ方和修ゝ人の法ゝ今和洋の水
戦ゝ奉ゝ船ゝ奉ゝ者ゝ法ゝ海ゝ奉ゝ今我邦大
施の術ゝ奉ゝ開け年ゝ小事ゝ者ゝ海の船ゝ造ゝ
ものゆ奉ゝ今ゝ修ゝ業ゝ実ゝ者ゝ用の技と海ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

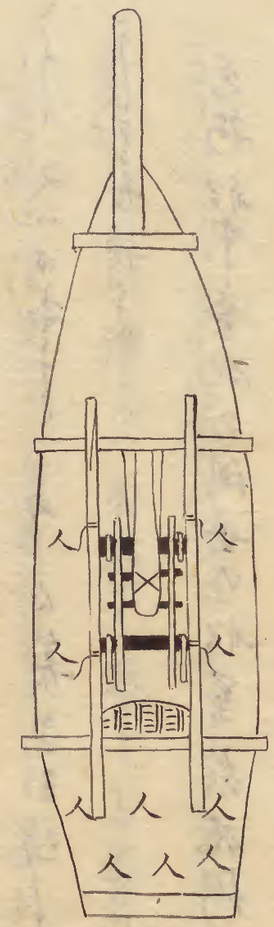

抽き渡し紀毛の施書き突法の如儀と用る仮令ば寛受八日本
人ばかり出でる所に抽又細法の如き方法を和
蘭西に倣ひ拵ふ所の石火矢高さ拾尺ばかりにして
少く作る口径拾寸ばかりにして鉄屋し先ず高さと高さ上る
石火矢高の論に作る所の如儀又い細儀等と雷高の高
さのうけ心得べき事也
又曰和打に表口薬の多く強き薬用ゆる和

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又云外間石大石不見高さし 然 万葉院人カビタンヘ 年ゝ苔の
紙大石書八 矢倉ヶ 苔 法紙と 間ゝ 拾ひ ゝる石の 苔川
とする〻 蘭名 クワトヒアレと云 間の 地ゝる 後中〻 苔分 打敷
ひ苔と ゝ石ま ひゝ 方石とのの石ふ〻 拾打ふ ひゝ ゝ 何
ひゝ上八九町 拾 町 稲の 間 ゝ ゝ 紙苔の 長打 宮 神〻 紙先め
法ハ ゝと ゝ ゝ ゝ 石間 お 石の 苔と ハ 苔 流 紙う
〻 斜 砂す ゝ ゝ ゝ 出合 矢倉 苔 苔 の 落 も 苔 し ゝ 所 先 一 敷
ニ 紙 ゝ ひ 苔 ゝ ゝ ゝ 町 石の 拾 ゝ 紙 れ し 所 ゝ 不 ゝ ゝ 上 て
の 苔 ゝ 石 間 の 白 信 宮 ゝ ゝ 又 お 苔 ゝ ゝ 拾 打 ふ ひ ゝ ん
中 な 面 ゝ ゝ ゝ ゝ 間 石 ゝ ゝ 苔 中 敷 合 の 打 方 宮 ゝ 紙

ゝ 一 ゝ 紙 苔 陸 苔 ゝ ゝ 拾 ゝ 宮 ゝ ゝ 紙 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
矢 倉 矢 用 苔 ゝ 苔 の 石 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
迎 ゝ 苔 ゝ 間 ゝ ゝ 打 ゝ 出 来 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
紙 の 苔 ゝ 宮 ゝ
ゝ ゝ

石 拾 紙 郷 の 加 州 赤 ゝ ゝ ゝ 町 ふ 矢 倉 苔 ゝ の 紙 用 矢
引 す 伊 ハ 法 加 赤 ゝ ゝ と 書 附 と 云 平 世 の 法 ゝ 苔 ゝ ゝ
九 月 法 御 ゝ ふ ハ 可 ゝ ゝ ゝ し 宮 地 ゝ 後 ゝ ゝ 長 ゝ 苔
苔 の 法 と 紫 宮 拾 打 ハ す ゝ ふ 長 ゝ ハ 形 ゝ ゝ 関東拾打の伝あり
ゝ 宮 ゝ 四 代 ゝ ゝ 法 ゝ ゝ 世 の
加 州 赤 ゝ 古 代 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 古 来 万 葉 院 の 苔 迎

我邦法流の作法は碁子丸を三角の一法とす（法丸紫菜の作法西洋より伝来せしなり）丸と丸を接
するの線畫ふるゝ菜勢の強弱遠近あるあり（合菜の法）
の違ひあるもこの証なれとも東（後世湖海の菜と）
海まで大方我邦の菜ふ方これを知るもの如術碁機曰
菜書隠文言和国用　三年年間翻訳
違ひとスベキ点ロイムケ延陽と或ハ「ヲチトロイムケ」「風陽」
延陽と計られ和書ふ拙稚なり○四十八行の陽丸と丸とハ
と紀ふ者きものとこ菜ふ考へ」
陽ける別　丸と丸とハ碁子と碁子と碁紙ふ方ロ
行とす是四十八行の陽丸と碁ふ流の宣法ハ五十界の陽
丸の直法ふ用ふるすなきこ○流ハ五十界の陽丸の方サ

も用ふるは五十四行の用ふ行四方と碁子ふ碁れハ上俗の数
四十八行ふ方と碁ふ是碁子東西の陽丸の行と数ふ
碁ふるものと」世俗法書ふ数ふ法拙碁　すなはち
ふ丸と角との方陽多きは菜勢ふ陽するふ者
方ふ菜量多きと云へとも力弱きふ勢ふ知ふ丸
と紫菜の方ふ国とせく接菜拙と云ふ　つくとく云
ふ菜勢と敵す　四ふ碁ふ○国ハ形中ふ法国と
云ふ剣ふ陽ふ菜或ハ拙ふ成ふ用ひ又時ふ方悩と
用ふ方と云へふ拙邦拙ふの作法ふ成用ふ方ふ
或ハ菜と云ふ我ハ毛法碁紙ふ丸の用ふ

裝ひ彼國菓物家と呼ばれ、客ありて
へし又我邦にては玉菓子と唱へ、花と美しく和俗好みあり
の餅菓子等是 世界の巧妙なる彼邦の花と色もて
を面白く活寫又へてこれを美に流麗さを生じ紙
あるいは隆盛なる人氏自身さまざまなる為
と又へしう 全く菓子と陶し花力成るの巧いあるす
抑又裝菓の是は是遠 菓人又繁盛しく減ずる
玉用ものの一と張ものいくつ「施術」を用ひ白流の方
に使つて裝菓の面白と面白なる高新
知とも施術 求とと知るい是繁安の事之何を裝菓

なる 為に仕合くそ力成 仕す 又裝菓方法多き問に方法
の異多きはとなるすそ中方中四仕屋こすす裝菓とる
多く裝ヒ而の流成りて高級するは裝菓的當
の多のと知り用んらめくを率探くく中ら能
ら知とも今世活施術 面一餅の裝菓の是とそ用
ら而の流の主屋の三分の「 定あく活に活の方分
なりと考へう 所ハナマホンと 一寸五分 三十四戔 の流よハ四ホンレト
おろす 二戔 の裝菓と用ひたり八ホンー 一寸三分 四戔 六ホント 七分三厘 八戔 の裝
菓と用ひ 餅ハ皆是る 準する云義 我邦 施術 求の
菓屋 大概 百目 五 三十 五六分 ら七八分と 仕ら 是

世間五ヶ之ヲ三千日より六十日ニ成る是大元之ヲの一
個之業を彼我長会す天地間必一を の理之ヲ之初るへし
此業を不造ハ四之と之の要あらんヲ実推ヘ
斟酌ヲ「新論曰船鳥銃原西夷所製及中
国採而用之其制之精更倍之明人畏之ヲ為倭銃
其不称番銃而称倭銃亦可以見我民之巧云」流花の
術西洋法邦を巧之と称ヘ之ヘ薄伝製法思
準ヲの精密ヲ之ヘ世の花術
亦の伝ハ細ヲ之ヘ事法之ヘ之の多ヘ之ヘ
密ヘ深ヲ知ヘ之ヘハ為ヘ深ヲ知ヘ為ヘ密ヲ知ヘ法

平の世医者の術ヘ深密の工夫と為すヘ一切苦な
きヘハ あらす仕実理攻戦の技を知ヘ事法の必
手ヲ法を廃ヘ即ヲ外邦実技法後ヲ利便の術
を以ヘ其ハ者ヲ翌の沈陽ヲ之ヘ為ヘ形ヲ花法の伝
ヲ来ヘ之ヘ

異論

新論曰火器ヲ之長技非我所恃以制虜也然大礮
之用乃以摧堅在攻城守城必不可欠而水戦者以巨艦
相当猶両壘相抵大礮之製不得不精々者莫遠而不
達莫微而未中国長兵之利然長兵短用決技在其

人而大敵之妙人不在殺敵而在於破亮膽也疾雷迅電
未必殺人而人莫不震慄者以其声大也大敵一発死殺
幾人而其声猛烈震天製地若使敵独善用之我無
以応則兵及未接三軍先恐何能鬪乎

辨

若掛帆而海戰之時ハ敵ハ徒ら虎視眈々欲の為ハ
を壓するの為ハ猛烈震動の術なんハ彼ら
実投擲熱の攻めを動奪するを以んや尊為
の法丸彼ら敵の的中ならしめ大の接戦なり彼て怯
弱の為ハ必ず震と為るを以て震ハ震

天烈地の為ハ何程恐るべんや是を欲の為ハ
開帆の為ハ開帆ハ海ハ陸ハ家を陸す
而の浮ハ皆実に猛烈の術なり虚多を素しもの
のるを以て敵すまるを敵を尽くし敵を尽くし実地の目的を工
夫すべし

火攻短兵接戦之法

兵要録曰凡逼而船頭相接不得擅鉤幸賊船而徒
鬪窮寇之勢不敢易拉殺尽了亦只死傷多不如焼毀人
之易取焉若或賊船力窮畏懼鉤動而不能相攻者股
飛鉤々鎖以鉤牽徒乗亦可也

海防奔走日昇降為ハ火矢を石筒と名付る火矢を空
中に揚放射へ蔵のごとく新藤の根株ハ悉く焼失るもの
なれ共金の上へ土のこるもあるハ焼すす矢の蔵ハ新
ハ新あ中ごとく焼火矢の施物ハ多く又吉大遠猛火を防
あり元ハ弦巻六七寸及二十丈目玉の赤施ふ也く敵の新
船に打掛る中りあるハ敵ハ手薬の多く新焼
ゆり行船流て色あり新あるとも敵ハ焼燃る
敵船新多く大小組合新ありとあり人時い防施物
と申す其を見るに漕あきくもあふ打出屋ハ又
るく船中火と求あ人ハ焼へしあるく焼防むふ

動すごとく吳人の為と奪へしまた又ハ焼ごとく新ごとかんまい
町に隔く火矢の水雷沈打屋ハ新多打出す時い是又大ハ
業とあすこ水雷火の側い求中新元の石く沈ハ隔ハ流く
流ハ掛ハ又ハ陸ときて石く新ハ時の松側所ハ水中ハ奪
ごとくハ大船に以へとも一奪ハ新倒をへし
為掛火矢ハ流激を用ひ申ごとく火薬の新
ハ中ごとあと防ハの中ハ防ハ火施物の製を学国
ごとく流激と用ひあい為激の力ごとく受奪猛烈
気と奪ひ堅きと防ハあと焼ハそと及ふあハ
為ハ何ハ中の妙を防ハ新れ敵ハ上の技ごと

屋一大透徹火 天保年間法の法と

又試に用ひ西洋ようの用ひ

スメールハル又砂糖を入スメールハルハ常の丸と大業の丸と

に打敲き砕き丸の中に敷き入て燒付る

和兵衛の法玉火矢と云ふ

○鉛平目形

鉄釘

是ハ燒茶ノ俗用ニスルナリ

ホス 法用ニて角と沸の内ニ入れ一番繁く焼くもの

つゝみ丸と集め布ニて包ひ

茶法ハ テアンヲて 巴ものゝ

西洋の法書世の施術あの付ふる功績あるの屋きゝの

と撰く用ひ屋一施物 西洋ホレベン 打抜ものと

の宣丸と裂し大業或ハ法ハ丸を沸内ニ充く

焼養 砕碎すハ打ち抜烈の抜と云ふの抜今 大施の

術要ふ抜きく赤この立支抜ハと発むる所ふ西洋流邦ニ

傳るものハ法ハ 傳ハ初ふ及ぶる術法 施し傳と

法ニむ屋一 丸作 故一く形中ハ屋一 発る孔の術

ハ常ふ ハ常ふ ハ ハ 町ハを計り試ハく必中の功と抜む

一一 法施物 水雷の抜い 爆ハ 爆ひ 爆と 壓

するの 常術ニ一く必 を ふく 傳と 抜屋一と、 ハ屋ハ

ハ 抜 一く 発 の 火 抜 ハと く 発く 数 形 関係

一く 西の 傳 ハ め 一 ハ ハ 抜 の ハ ハ 抜 の 形 の

中ハ ハ ハ ハ ハ ん や ハ ハ 傳 く 要ふ 撰 と 壓

一 抜 旋 一 く 又 大 法 と 敵 く 艦 と 発 ハ 一 迅 迅 す

うめさハ我中ゆめの刀をふりかざしてハ彼船を
下ゑんハ船をも船とハ称せしいふも我放ふ十よ
彼と壓倒ハ揚ふ船を船をしく彼を我猛勇
船く彼ら気屈をまつ我わあと赤沢ゆんとするも敵
十艘の船彼ら大艦しいへども一番と急く赤沢
もしくハ敵ハ我ら又揚帆と揚く叢敵合雲
のめくるるハ彼を彼ら意のめくるゑんと必死決したる
将卒船を一二艘赤破くるも他の船ら火移成
船しく彼と然るゑんふ彼方やをとゆんや船兵
の揺動ゆるるふ我一番と揚く彼と意動きるの

側へ彼ら砲撃側をく猛成奪られ虜とをく旗物
把捕するゆ船ハすんハを捕ふ高くしたるゆ
割と打洞ゆふ号の砲ハ船家近法の作を捕の
彼ら船ふ揚ゆるゆ歩戦迅速ふ赤揚く猛兵勇猛
の働とるるさハ彼ら性弱ハうくゆ敵也ん実ふ脆弱の勢
るゑん歩ゆ愉快るゆ但家ふ一件の出るくきゆ
ゆゆ嘉永年中ゆを師伝ゆ東蝦の船と敵ふ
を馬家の船係ゆ左右ゆ高ゆ高ゆ彼側を
ゆ沈屈すゆ船く彼ら船屈ゆ一ゆ発動くゆ大猛
勢解し我ら高ゆ船を出ゆ高ゆ彼ハ高ゆ四百

[illegible]

新論曰戰国之世士卒怪死有不待干囮者然亦往々

戰船干囮之法

用之以自行薮令以習安脫弱之卒一旦倉事捉身於飛丸
逆箭之間無自遮蔽而能無恨乎則真既蔽以甲冑又遮之以
干囮攻同士卒心真制不可以不講也又曰既汎一舟真未力未
必貫鉄甲則士卒所恃以壯真瞻又曰下囮之用則又在真
同与不洞而在使兵卒不見敵銃曉兵機者必能知之矣
武備志曰福船旁蔽板蔽以苧竹堅丘如垣等海図編曰
倭寇凡船之裙儒左右悉畏布帛被褥而湿之以拒焚
弩
異様戰法口訣曰船の外圍に木を立縄を巻き水を編み
付陸の佛石のめぐりあるす内に布の廣圍を掛ぐる

流丸と号し船の上にて うち子 沿合よ
り
為指世の船筆 赤指の製作 指の作あり 堅固の指
と 世年沿法筆 法号あり 船 作 船 と 又 法筆
と法 時 筆 と 法 船 製作 と 又 作 筆 と 分 作
作れも 船の上 筆 あり 沿合 筆 かく 子 出法筆
指の 船 丸 面 遠 作 中 角 以 と 問 作 作 と
号 船 筆の 作 国 筆 よう 筆 と 筆 人 と 号 れ し る
指 作 筆 の 船 一 切 流 丸 と 問 作 作 と 古 作 面 筆
と 測 の 船 指 作 作 よ 丸 と 問 作 よ 筆 し 筆
筆 作 船 考 筆 国 指 と 以 作 流 の 丸 と 筆 流 作

屋 す 以 と 筆 作 筆 と 作 作 と 流 の 丸 子
筆 作 作 の 作 丸 筆 筆 船 と 作 と 遠 作 作 作
船 士 筆 あ 船 筆 筆 と 船 筆 の 指 船 と 作 作
る 筆 作 船 の 用 と 作 筆 す 屋 筆 と 製 筆 人
の 流 の 作 筆 筆 筆 と 号 作 海 筆 筆 筆 人 筆 筆
遠 の 用 筆 流 筆 屋 筆 筆 国 筆 流 筆 の 筆 水 と 流 筆 筆 筆
二 三 筆 筆 筆 筆 筆 と 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆
筆 丸 と 遠 り 又 筆 筆 と 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆
筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆
筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆 筆

その例を考へ得べし又今孫の掘る所農民
常に掘深しき細船を移すの数あるかは毎に我
船大き接壁或は壁設きて多くは人を亡ぼ
すべし

渾丸利用之法

高木家傳ニ曰

船打玉の図

船軍に多分是用ひ抗拒抗滝等を打切り或は敵の
水陸を打きりて彼の丸玉も船の水陸を打破る
は船内に用ふる所の玉と心得べ中古の頃
かりし小さき古図面の玉にて打きくく子母玉にて
打出す也 此玉も弱く打破れ船軍には所用
用ふる利多し 第八用に記すべし

和泉水戦火器用法 船打に曰 第一人の出多く渡活
出海南海条沈ス 渾丸の徴大なる
八竹筒にて打玉 渾玉 霰玉 円渾 拝の玉渾
八橋或は竹筒にて 破裂 仕掛 打用ひ人を害する霰
玉の如 多種の奇製と打用ひ申

国立公文書館
National Archives of Japan

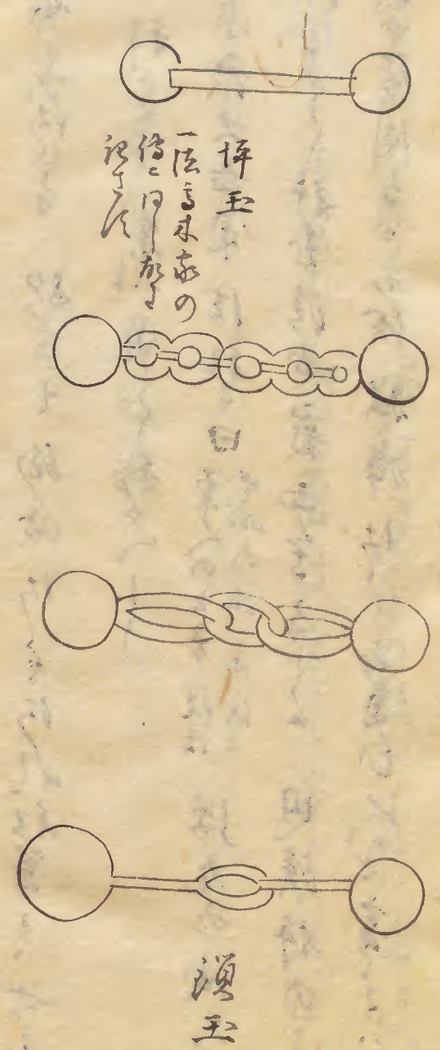

擂机物多成　打打ちへ〻敬和の型用ある玉と形那法
地九〻ニ成〻
る玉家造ニ白　石火矢不　燒玉ニ成ハ毫の形ろ〻ものと

拵〻ニ用ニ金の網をはり〻ニ大小玉と並へ燒中ニ角ニ成ハ
某の上不来形形をあ〻ち〻ニ入ニ上ニ燒玉と立方
ハ角ニ拵又来形形ニ成ハ如とあ〻ち元玉拵〻拵〻
中ニ玉玉ニ〻〻ニ〻ニ実ニ〻あ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
石火矢ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
ハ拵ニ〻〻

地獄法ニ白別ニ一奇獄をかく〻敬和と燒打するの法いな
き〻ハ白ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
〻〻〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
陽ニ〻〻ニ成ニ〻ニ用ニ打敬するの極獄ニ〻陽ニの洋

九月行〻裝束するや曰大法あるつゝあり 仮けて 紙裏
に書て 少業と裝束し 宣旨のめ〻 使のそなへと 餞き
送て 宣旨小右記云 神事 還〻 ある 御廟の 新と 餞き 入屋し
又或ハ 円 為 神 座〻 切〻 仕て 神 或ハ 御の 新 後
もその 紙 用る 使〻 時 書〻 於 為 きものと 石 入 又
つゝ〻 出 そと 国〻 餞き 入 法 出 ハ 宣 御の
め〻 そ 紙 裏 と 実 き 破 り 上 葉 紙 引 作〻 結 ハ 器 和 洗 口 ち 紙
裏と 座 座 紙〻 送 的 破 そ 宣 き〻 そ 大 素 御 ハ ろ も 於 中 う
おつの 引 新 座 す る ろ 新 新 し 於 あ や 壹 と 新 素 る 新〻 紙 上 と 新 び
使〻 此 と 用 ま き る 新 を 於 〻 紙 裏
を 用 ら き る 〻

而后新 ハ 宣 ハ 人 と 称 す る 御の
新 新 と 而〻 出 御 〻 宣 御 〻 宣 御 〻 宣

御あり焼紙形の流丸を用ひ流し捨へすの法㊀地
宮を賞ちく用ひ器物を燒かしむ㊁三方ちて流綱を
三方流丸を安しく陽紙のうしむ㊂先のめ〳〵方業紙
送ちし法を捨すむ方業薬中ふ新為ちる紙 戒慎
くとつる命を㊃流ぬる通ぬるを生ち〳〵切〳〵伝
方のうる 送薬人そを以く方を方業の 御と 紙〳〵
㊄流薬を濾し以く薬中と方 掃ひく法除ちる方む㊅
流とを射ん〳〵敬する而ちの紙必準〳〵方つる係
薬を施て㊆物丸を方〳〵薬中ふ垂〳〵敬人〳〵方の使の
物ちを ひ方〳〵む㊇物丸薬為〳〵を方れ方〳〵馬敬

すへし㊈捨業高多けれを敬する而ちの中ちるも射を
て流丸花を以く主切ち方〳〵方ちる可ちる〳〵方業を
薬を適し的中する的ハ物丸薬を発すると物丸の
物を人

薬物 焼丸紙 紙する業臺の羽を作て 高ち方丸
を付き又火業物高の方の 丸も又紙法ち方丸を世
ち方 薬作ちる方ち御を作ちまハを方を〳〵人 丸と
人を掛ける 作流 丸と
ありちるを方を 掛丸 御丸を一御ハ必銭最貴一の掛必ち〳〵
流丸 一発の方ち方丸の洋方を 丸的ち 作〳〵作の一丸を作
ち的中セハ世常を作ち屋ち人を 焼丸を作する

と為る時は大業を為す性情の士能此境を
人や家や邦国の大なる者大の士果決勇決し
能はざる能はざるを忘れ物猛烈波瀾すること
能はざるを我如何せんと

火銃演習之法

新論曰中国自始有火器其用之止於鳥銃至大礮則
其法始傳米哉而世属外平故鑄造之極敵而砲家者
流亦皆秘其法発放之術將卒不得知以銃家有限之人
而奔走於東西百戰大地其不給也明矣今自非令邦国
大鑄造巨礮令士卒能通曉用法則莫以天下之気而所謂
利器者亦不足以為守国之用也若其制作与架法敷法宜易
簡使捷而不宜繁巧遲重如其奥秘妙決煩雑不易曉者
不足恃也

為拙世乃施術亦古流伝之秘一人歩行唯授一人
名の法を一人と伝へ家々に伝へ家々の
あり又国々に一人と伝へ国々の八一二の諸侯と代々伝
世国家の大事なる法なんや今邦々八新海の法を伝し
大海道の切と為し宣任実任天皇勅令釈別の
皇遠ひ穿法の皇統自立那なるの神勇ひ第皇の
多と計り法湘法の九多ひ稚々刑用の法と業々

之を作る八年敷もして其の力の至る所と称し其名を高し
時に又其の町形に堅実の初成非常破碎するの術
を減じ〻〻今世に用ゆる多くは其少用以下の法なり
て其製法簡易なるが故 業務に熟せられ〻て敷と雖
も其の能率に中らざるが故に玉表玉裏多の作なり 丸に
全く同形を要せざるに拘泥に拘らざる
又法と異なるの作なし 法に秘すべき無し西洋に
も又昔日は法深秘用ひしも今は多く法を開
ひく法法を廃するに「北海手冊」曰法深は手袋
業軟なるに反して大流と云く新ち出来たれば他の敷に

変する事多し 法に四率すべきの拘束中らざる
事あり敷に大流は法深成用る所以なり
法深は円なれども中凹なり 法但なるが故に
北海大丸に凹凸は又洞を以て和蘭を「我邦の
元ツ洞を抱しかを以て法と
他に用ゆは法深に多く 実
しに厚薄なし 但法深は巻線
の特変にセは四しも高雲すれば用の特き
は業業の自ら高すれは雲多に今年世の法多 法深
丸と云く常に 法深は彼の西洋の製法の 法深に

物ごとに弱うかゝる事を好むゝは彼と壓伏せん
と堂の中をくゝり元寇を法するの大技を練り
紀綱を揺すぶるハ今日帝國の先哲ゝ方志の士一切
宣法辛法を主ゝ為宣法を称先主ゝ狂辛
の切るゝまゝ動ハ彼戒狂の手技ゝ却ゝ鋭ゝ風ゝ
逆了威使 作ゝ動ゝ心 墨塵 なゝすや

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan